

対外貿易法改定

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄
執筆日：2026年1月6日（NNA連載第1131回）

No.256

2026年3月1日より施行される「対外貿易法」の改定について解説。

1. 対外貿易法

対外貿易法は1994年に公布。

その後、2004年に一次改定。2016年・2022年に修正が行われ、今回は、それに次ぐ改定。

⇒ 改定版対外貿易法は、2025年12月27日に全国人民代表大会常務委員会を通過し、2026年3月1日に施行。

2. 過去の経緯

対外貿易法は、2004年に大きな改定が行われている。

当時の一番重要な変更は、貿易権取得を許可制から備案制に変更したこと。

それ以前は、貿易権は一部の企業に限定する方針が採用されており、

特に外貿流通経営資格（流通行為に伴う貿易権）は、外資では取得できなかった。

⇒ 2001年12月11日にWTO加盟した際、3年以内の貿易権開放を公約したことを踏まえ、
2004年7月に対外貿易法が改定され、これが実現。

⇒ 2004年の改定で義務付けられた貿易権に関する備案も、2022年の修正で不要に。

3. 2026年の改定

過去の対外貿易法の改定・修正は、規制緩和の方向で実施されていましたが、今回の改定の目的は、「国家主権・国家安全の保護。知的所有権の保護。貿易モデルの現代化」と発表。規制強化の報道が多く見受けられるが、変更内容を見る限りにおいては、報道ほどドラスティックな変更ではない。但し、第40条（国外個人、組織に対する輸出入・国際サービス貿易の禁止・制限措置）は、運用によっては重要な影響が有り得る。主要改定内容は以下の通り。

① 第四章・国際サービス貿易

1) 奨励項目の明確化（第27条）

国家は、越境配送、域外での消費、商業拠点、自然人の移動など、さまざまな形態を通じて行われる国際サービス貿易を奨励すると規定。

2) サービス貿易を提供する外国提供者に対するネガティブリスト管理（第31条）

外国のサービス提供者が、越境配送、域外での消費、自然人移動などの方式で国際サービス貿易を実施する場合、ネガティブリスト管理を実施する。国務院対外貿易主管部門は、国務院の他の関係部門と共同で、越境サービス貿易ネガティブリストを策定すると規定。

このネガティブリストは、「越境サービス貿易特別管理措置・ネガティブリスト（跨境服务贸易特别管理措施・负面清单）」の形で、商務部より公布。

② 第五章・知的所有権保護

国家は、対外貿易に関する知的財産権の対外交渉を積極的に推進し、海外での知的所有権保護のためのプラットフォームを構築し、リスク対応の強化を図るといった内容が追加（第33条）。

③ 第六章・対外貿易秩序

第40条において、国務院対外貿易主管部門は、以下の何れかの状況にある国外個人、組織に対して、中国関連貨物、技術の輸出入及び国際サービス貿易を禁止・制限する等の措置を取ることができるという内容を追加。

- （一）中国の主権、安全、発展の利益を毀損する場合。
- （二）通常な市場取引の原則に違反し、中国の個人、組織との正常な取引を中止し、中国の個人、組織の合法的な利益を著しく損なった場合。
- （三）中国の個人、組織に対する差別的措置を行い、中国の個人、組織の合法的權益を著しく損なった場合。

国家の安全を損なうなど、問題のある場合においては、貨物貿易に関しても、サービス貿易に関しても、これを制限・禁止できることは、第三章・貨物輸出入及び技術輸出入（第15条）にも、第四章・国際サービス貿易（第29条）にも規定されている。これを国外組織・個人に対しても、新たに規制を加えた形。

④ 第八章・対外貿易救済

条約・協定に規定される紛争解決メカニズムが適切に機能せず、利益が損なわれた場合、中国は状況に応じて相応の措置を講じることができる（第51条）という内容を追加。

⑤ 第九章・対外貿易促進

越境Eコマース・対外貿易総合サービスの支援（第59条）、対外貿易のデジタル化推進（第60条）、グリーン貿易体系の確立と低炭素製品の輸出入の奨励、関連する制度構築（第61条）、紛争解決メカニズムの構築（第66条）、金融・外為関連の支援提供による中小企業支援（第68条）等の支援方針を追加。

⑥ 第十条・法律責任

罰則に関する処罰の明確化・罰金の引き上げが実施されている。

国家管理貿易貨物を無許可で輸出入した場合の罰金を5万元から50万元以下に引き上げ（第71条）。また、自由輸出入分類の技術において適切な備案が行われていない場合に関して5万元以下の罰金義務を追加（第72条）するなど、複数の修正。